

原子力の安全確保の取組に対する信頼の回復に向けて(H19.4.26 原子力委員会見解)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
1.	保安院に求められる事項		
①	今回まとめた現在の検査制度の有効性の検証結果及び対応策について、国民や地域社会に対して誠実に説明し、理解を得ていくこと。	経産省 (保安院)	・原子力安全・保安院は、当時の検査制度の有効性の検証結果や、平成21年(2009年)1月1日より導入した新たな検査制度の内容について、平成19年(2007年)秋以降、立地自治体に対して、約100回にわたり、説明を行ってきた。今後も要請を踏まえ、様々な方法を通じて説明をしていく。
②	規制制度が国民や地域社会の信頼を得ていくためには、検査活動を通じて、違反事象の発見はもとより、事業者の安全確保活動の品質の劣化の兆候や課題を速やかに把握し、改善に向けて問題提起していく実効性ある規制活動が透明性高くなされることが、今後一層重要になることから、諸機器設備及び諸活動の安全上の重要度を適宜に評定し、重要度に応じて業務の緩急や資源配分を決める仕組みを一層明確にすること。	経産省 (保安院)	<p>・新たな検査制度において、検査の実効性向上を目的として、検査で発見された事項や、プラントで発生したトラブルの安全上重要度を評価(SDP評価)するとともに、プラントの1年間の計画外停止回数など、発電所のパフォーマンスの評価(PI評価)とあわせてプラントの総合評価(保安活動総合評価)を行い、その結果に応じて検査方法や項目を決定する仕組みの導入に向け試行を開始した。平成22年6月14日に、平成21年度の原子力発電所における電気事業者の保安活動の状況を総合的に評価する仕組みとして、保安活動総合評価の試行結果(初回)をとりまとめ、公表した。本評価結果を平成22年度の原子力安全・保安院及び(独)原子力安全基盤機構が実施する検査、審査等の計画に反映し、厳格にこれを実施することとしている。</p> <p>・事業者における品質保証活動を国が確認するためのガイドラインや、事業者における安全文化等の劣化防止に係る活動を国が確認するためのガイドラインを作成・活用し、検査の実効性を向上させていく。</p>
③	国内外の事故・トラブル等の知見を組織として学習して業務に反映する機能や、検査を通して収集した現場の情報を最新の科学技術の知見を踏まえて分析し、問題提起する機能を充実すること。その際、原子力保安検査官の検査業務に係る企画力、実施能力、説明能力などの充実を目指すなど、規制行政に携わる人材育成にも格段の配慮をすること。	経産省 (保安院)	<p>・「原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業」において、原子力施設に係るトラブル情報等を収集・分析するとともに、独立行政法人原子力安全基盤機構と共同でこれらの情報分析を実施している。今後、運転経験のフィードバック機能(クリアリングハウス機能)の充実を具体化し、当該機能を継続的に発揮するためのシステムを構築していく。</p> <p>・IAEAやOECD/NEAなど多国間や二国間対話の枠組みを活用し、各国の規制・運転</p>

原子力の安全確保の取組に対する信頼の回復に向けて(H19.4.26 原子力委員会見解)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>管理等に係る情報を収集し国内にフィードバックしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故・事象の評価として INES（国際原子力事象評価尺度）を活用しているほか、原子力安全条約や早期通報条約等の国際条約を履行し最新の知見を収集している。 ・ 人材育成については、原子力保安検査官等の研修を一年を通じて行い、また、資質の確保・向上に向けたカリキュラムの見直しも適宜行っている。
2.	<p>電気事業者に求められる事項 (省略)</p>		